

○再試験事務等の取扱いに関する訓令

平成3年8月16日

本部訓令第5号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 再試験通知等（第3条—第8条）
 - 第3章 再試験（第9条—第16条）
 - 第4章 再試験に係る免許の取消し等（第17条—第30条）
 - 第5章 運転免許証の返納及び交付（第31条・第32条）
- 附則

第1章 総則

（制定の趣旨）

第1条 この訓令は、法第100条の2の規定に基づき、公安委員会が基準該当初心運転者に対して行う再試験事務、及び再試験に関連する運転免許事務の適正な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- （2）令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- （3）規則 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- （4）訓令 自動車等の運転免許事務の取扱いに関する訓令（昭和59年山口県警察本部訓令第3号）をいう。
- （5）証紙 山口県収入証紙をいう。
- （6）主管課長 警察本部運転免許課長をいう。
- （7）試験車両 技能再試験に使用する自動車をいう。

2 運転免許及び仮運転免許の略称は法第84条、再試験における用語の略称は法第100条の2の例による。

第2章 再試験通知等

（再試験通報の受理）

第3条 主管課長は、法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者について、初心運転者期間経過後において警察庁から初心運転者再試験通報（以下「再試験通報」という。）があったときは、再試験通報

受理簿（別記様式第1号。以下「受理簿」という。）に記載するものとする。

（調査）

第4条 主管課長は、前条の通報を受理したときは、当該基準該当初心運転者の現住所及び行政処分歴（準中型免許又は普通免許の基準該当初心運転者で法第103条に基づき免許の効力が停止されている者に限る。）の有無につき調査するものとする。

（再試験通知）

第5条 主管課長は、前条による調査をした結果、本県における再試験受験対象者と認めたときは、再試験通知書を作成して配達証明郵便により通知するものとする。

（再試験通知を取り消す場合の措置）

第6条 主管課長は、前条の通知を行った者に対して警察庁から法第100条の2第1項第3号（上位免許取得者）及び第4号（初心運転者講習受講者）等に該当したことを理由に再試験通知の取消しの通報を受理したときは、再試験通知取消通知書（別記様式第2号）により当該基準該当初心運転者に通知するものとする。

（移送及び移送受理）

第7条 法第100条の3第1項の規定に基づく、試験移送通知に係る事務手続は次によるものとする。

（1）基準該当初心運転者が、その住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、速やかに当該住所を管轄する公安委員会に試験移送通知書により通知すること。

（2）移送通知の時点において、既に再試験通知書による通知を終了している場合にあつては、試験移送通知書の備考欄に「発送年月日（年月日）試験通知発送済み」と記載して通知すること。

2 法第100条の3第2項の規定に基づき、試験移送通知書を受理した場合の事務手続は、次によるものとする。

（1）移送元の公安委員会が再試験通知書を送付していない場合にあつては、第5条の規定を準用して通知すること。

（2）移送元の公安委員会が既に再試験通知書を送付している場合においては、当該基準該当初心運転者の住所地を調査するなどして、居住実態の確認及び受験手続の教示を行うこと。

（行政処分該当となった場合の措置）

第8条 第5条の通知を受けた者が法第103条の規定に基づく免許の取消し、停止等（以下「行政処分」という。）に該当することとなった場合の措置は、次によるものとする。

- (1) 再試験通知前に行政処分の基準点に達している場合は、当該行政処分の手続を先行させ、免許の効力を停止する処分期間終了後に再試験通知を行うこと。
- (2) 再試験通知後に行政処分該当となった場合は、再試験受験者に対し、当該行政処分の手続を先行するよう指導すること。

第3章 再試験

(再試験の日時等)

第9条 再試験は、月曜日から金曜日に行うものとする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日。ただし、前号に規定する休日を除く。
- (3) 警察本部長が別に指定した日

2 再試験は学科再試験、技能再試験とし、学科、技能再試験の順に実施するものとする。

3 訓令第8条（試験官）及び第9条（試験官の服務）の規定については、再試験の場合において準用するものとする。

(再試験受験申込書の受理等)

第10条 再試験受験申込書（以下「申込書」という。）の受理及びその取扱いは、次によるものとする。

- (1) 受理時間は、午前8時30分から午前9時30分までの間とする。
- (2) 再試験受験者が他の試験を誤って受けないう、確認教示を徹底すること。

2 申込書の受理要領は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 申込書の受理に当たっては、受理簿との照合及び警察庁に対する照会を行い、再試験受験対象者であることを確認した上、受理すること。
- (2) 申込書の受理時には、申込書のほか、規則第28条の4第2項各号に定める書類を添付（提示）させること。この場合において、再試験通知を受けた者で特定日までに再試験を受けないことについて令第37条の4に掲げるやむを得ない理由のある者は、当該やむを得ない理由を証するに足る書類を添付させること。

- (3) 申込書の受理に当たっては、再試験通知書及び運転免許証の記載内容、写真等を照合し、不正受験の防止に留意すること。
 - (4) 申込書には、受験手数料と貸車料を区分して証紙をはり付けさせること。
- (受験資格の確認)

第11条 再試験の合否の判定は再試験が適正かつ公正に行われたことが前提となるため、申込書の受理に当たっては、次のことについて確認しておくものとする。

- (1) 受験者が法第100条の2第2項又は法第100条の3第2項に定めるところにより、本県における再試験受験対象者であること。
- (2) 受験者が法第100条の2第4項又は法第100条の3第3項に基づく再試験通知を受けた者であること。
- (3) 受験者が法第100条の2第5項に規定する受験期間（再試験通知書到達日の翌月応答日）内の者であること。
- (4) 準中型免許又は普通免許の再試験受験者については、運転免許の効力を停止される行政処分の処分期間中の者でないこと。

2 申込書を提出した者が、受験資格を欠いている場合にあっては、次により措置するものとする。

- (1) 免許住所が他県にある場合は、住所変更の後、申込書を提出するよう指導すること。
- (2) 受験者が法第100条の2第4項又は法第100条の3第3項に基づく再試験通知を受けていない場合は、本県における再試験受験対象者であることを確認し、受験対象者であった場合は、再試験申込みの受理時において再試験通知書により通知すること。この場合、再試験通知書の受領申告書（別記様式第3号）を提出させ、処理経過を明確にしておくこと。
- (3) 受験者が法第100条の2第5項に規定する受験期間を経過している場合は、令第37条の4に規定する受験期間の特例に該当する者と認められるときは、当該事実を証明する書類を提出させた上で受験させることとし、受験期間を経過していることが明らかな者である場合にあっては、直ちに警察本部運転管理課長（以下「運転管理課長」という。）に連絡させ、意見の聴取通知等必要な教示を受けさせること。
- (4) 免許の効力を停止されている準中型免許又は普通免許の再試験受験者については、停止期間中は受験できないことを教示すること。

(免許申請書)

第12条 免許申請書は訓令第10条第1項に規定する免許申請書を使用し、受験番号を付して受験者に交付するものとする。

(学科再試験)

第13条 学科再試験の手続、方法その他必要な事項は、訓令第14条(問題の作成及び保管)、第15条(問題の使用)、第16条(問題の選定)及び第17条(学科試験の方法)の規定を準用するほか、次によるものとする。

- (1) 学科再試験は、あらかじめ指定された試験官の立会いにより、一般受験者と同時に行うこと。
- (2) 試験会場の入場に当たっては、受験者から免許申請書の提示と運転免許証の提出を求め、本人であることを確認の上入場させることとし、指定された席では机上に免許申請書を表示させておくこと。
- (3) 答案用紙については、右上部欄外に「再」の表示を行い、他の受験者と明確に区分すること。
- (4) 学科再試験の採点は前記(1)の立会試験官において、一般受験者と区別して行うこと。

2 学科再試験の結果発表については、主管課長が採点終了後、一般受験者と区別し行うものとする。この場合の手順は最初に合格者の発表をし、続いて不合格者に対する発表を行うこと。

(技能再試験)

第14条 技能再試験の実施要領等については、訓令第21条(試験車両)、第22条(試験コース)及び第23条(技能試験の実施方法等)の規定を準用するほか次によるものとする。

- (1) 技能再試験は、一般受験者と同時に行うこと。
- (2) 技能再試験を担当する試験官は、試験の開始に当たり、受験者本人であることを確認の上試験を開始すること。
- (3) 採点表については、右上部欄外に「再」の表示を行い、他の受験者と明確に区分すること。

2 技能再試験の結果発表については、前条第2項を準用する。

(報告)

第15条 主管課長は、再試験の実施結果を再試験実施結果報告書(別記様式第4号)により、警察本部長(以下「本部長」という。)に報告しなければならない。

(不正受験者に対する措置)

第16条 再試験の受験者が不正の手段により再試験を受け、又は受けようとした場合にあつては、立会試験官により事案発覚の時点において試験を中止し、主管課長に報告するものとする。

2 主管課長は、事案の概要を調査し、当該不正行為の内容から法第104条の2の2第1項の取消事由に該当するものと判断した場合は、当該受験者の免許を取消すこととし、これに至らないものと判断した場合は、再度受験の機会を与えるものとする。この場合においては当該受験者から上申書を徴収するなどして処理経過を明確にしておくものとする。

第4章 再試験に係る免許の取消し等

(再試験不合格による運転免許の取消し)

第17条 再試験の結果、当該受験者が学科再試験にあつては規則第25条に定める合格基準に、技能再試験にあつては規則第24条第5項第2号に定める合格基準を達しなかった場合における法第104条の2の2第1項に基づく当該免許の取消しは、次によるものとする。

- (1) 再試験不合格者に対する免許の取消しの通知は、当該処分を受けることとなる者（以下「被処分者」という。）に運転免許取消処分通知書を交付し、処分を執行すること。
- (2) 学科再試験合格後、技能再試験を受けなかった者については、受験期間の経過により第22条に定める再試験不受験に基づく取消処分対象者として措置すること。

2 主管課長は、前項第1号の処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行報告書（別記様式第5号）に必要事項を記入し、本部長に報告するものとする。

(再試験該当者の違反等の抹消登録を行った場合の措置)

第18条 主管課長は、違反等の抹消登録を行ったことにより、再試験の基準に該当しなくなった場合においては、次により措置するものとする。

- (1) 再試験を受けていない場合は、再試験通知取消通知書により当該基準該当初心運転者に通知すること。
- (2) 基準該当初心運転者が既に再試験を受験している場合にあつては再試験結果に基づき次により措置し、再試験手数料は還付すること。
 - ア 不合格となっている場合は、さかのぼって当該処分を取消し（初心運転者取消登録も同様）、免許証を交付すること。
 - イ 合格の場合は、再試験受験済登録を抹消すること。

(再試験不受験者に対する調査)

第19条 主管課長は、再試験通知書の到達の日から1か月を経過した場合、又は法第104条の2の2第3項の規定により再試験に係る処分移送を受けた場合は、令第37条の4に規定する再試験の受験期間の特例について調査するものとする。

(再試験に係る意見の聴取対象者通報)

第20条 主管課長は、前条の調査をした結果、法第104条の2の2第2項又は第4項に該当すると認めるときは、再試験に係る意見の聴取対象者通報書(別記様式第6号)により運転管理課長に通報するものとする。

(再試験不受験者に対する意見の聴取手続)

第21条 運転管理課長は、前条の規定により通報を受理したときは、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号)の定めるところにより、意見の聴取に付する手続を行うものとする。

(再試験不受験者に対する免許の取消し)

第22条 運転管理課長は、意見の聴取において当該基準該当初心運転者の取消処分の決定があったときは、運転免許取消処分通知書を被処分者に交付するものとする。

(再試験不受験者に対する意見の聴取後の再試験)

第23条 運転管理課長は、意見の聴取において再試験の決定があったときは、再試験に係る意見の聴取対象者通報書に關係書類を添付して主管課長に通報するものとする。

2 主管課長は前項の通報を受理したときは、当該基準該当初心運転者に対して再試験を行うものとする。

(処分執行後の処理)

第24条 主管課長又は運転管理課長(以下「主管課長等」という。)は、第17条又は第22条の規定に基づく免許の取消処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行通知書(別記様式第7号)を被処分者又は不合格者(以下「被処分者等」という。)の住所地を管轄する警察署長(以下「管轄警察署長」という。)に送付するものとする。なお、運転管理課長が処分を執行した場合には主管課長に当該処分内容を通知するものとする。

(取消処分の執行指示)

第25条 主管課長等は、取消処分の執行ができなかった場合は、再試験に係る運転免許取消処分執行指示書(別記様式第7号)を管轄警察署長に送付するものとする。

(管轄警察署長による取消処分の執行)

第26条 前条の規定による処分の執行指示を受けた管轄警察署長は、次により速やかに当該処分を執行しなければならない。

- (1) 被処分者等に対し当該処分の理由を告げ、取消処分の執行年月日を記載して運転免許取消処分通知書を交付すること。
- (2) 再試験不受験による処分にあつては、被処分者に対し、公安委員会に対して審査請求ができることを教示すること。

(処分の執行報告)

第27条 管轄警察署長は、前条の規定により処分を執行したときは、再試験に係る運転免許取消処分執行報告書に必要事項を記入し、主管課長等に報告するものとする。この場合において、再試験不受験による処分にあつては、被処分者等に対し、審査請求の教示の内容について了承したことを確認するものとする。

(免許取消時の教示事項)

第28条 主管課長等及び管轄警察署長が、再試験に係る免許を取り消すときは、被処分者等に対して次のことについて教示しなければならない。

- (1) 再試験に基づく取消処分には欠格期間の指定がないこと。
- (2) 準中型仮免許又は普通仮免許を受けようとする者が、令第34条の5第4号に該当する場合においては、試験の一部が免除されること。
- (3) 前号により準中型仮免許又は普通仮免許を取得した場合においては、規則第33条第2項に基づく指定自動車教習所における技能教習を受けることができること。
- (4) 同種免許を取得した場合、再度初心運転者期間制度の適用を受けること。

(他の公安委員会に対する通知)

第29条 主管課長等は、法第104条の2の2第7項の規定に基づく通知をするときは再試験に係る処分通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(取消手配登録)

第30条 主管課長等は、取消処分の執行ができなかったときは、警察庁に対して初心運転者取消手配登録を行うものとする。

第5章 運転免許証の返納及び交付

(運転免許証の返納)

第31条 第17条、第22条又は第26条に基づく免許の取消処分を執行したときは、山口県道路交通規則(昭和47年山口県公安委員会規則第

3号。)第22条に定める運転免許返納届に当該免許証を添付して返納させるものとする。

(運転免許証の交付)

第32条 法第107条第2項の規定に基づき、取消しを受けた免許以外の種類の免許に係る免許証を交付する場合の手続は、次によるものとする。

- (1) 免許年月日は、取消しに係る免許以外の種類の免許年月日を記載すること。
- (2) 有効期限は、返納に係る免許証と同一の日付とする。
- (3) 交付手数料は徴収しないこと。
- (4) 即日交付できない場合は、当該運転免許証に穿孔器で穴を開け、備考欄に

再試験手続中(〇〇免許のみ有効)

免許証の有効期限 年 月 日

年 月 日 山口県公安委員会

と記入し、後日、作成替えをした運転免許証と引き換えることを前提に交付すること。